



子ども権利条例パンフレット

■推進計画策定に向け整理した課題

①子どもの自己肯定感の育成

子どもが自らの存在を肯定的に捉え、他者との関わりや社会への関わりを主体的に行えるよう、子どもに寄り添い、子どもへの支援を充実させていく必要があります。

②子どもの意見表明・参加機会の拡充

子どもたちが地域活動に参加しやすい雰囲気づくりを進めるなど、今後、社会の一員として自立していくために、子どもたちの幅広い社会参加を推進していくことが大切です。

③子どもの権利の侵害の防止

子どもは安全に安心して生きる権利を持っているということを、子どもを含めた全ての市民が理解し、子どもの権利が侵害されることのない社会づくりに努める必要があります。

④子どもの権利についての理解促進

子どもの権利についての啓発活動を充実し、子どもを含めた全ての市民が理解を深める必要があります。

市は、関係機関や公募委員のほか、中高生を交えた子どもの権利推進委員会を24年度に組織し、推進計画の策定に向けた話し合いを進めてきました。このほか施設関係者や保護者、子どもたちの意見交換会をそれぞれ開催し、推進計画に反映。さらには、パブリックコメントも行い、この推進計画を策定しました。

また、計画策定に当たり、アンケートを実施。現状を分析し、子どもの権利を社会全体で推進する上で上記の4点を課題として挙げました。

子どもの権利を明確に

人は、生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。本市でも、行政、家庭、地域、企業が連携し、社会全体で子どもたちを見守り、支援する体制づくりが求められてきました。全ての子どもが、自分の持てる力を発揮して、いきいきと自分の可能性を追求し、幸せな人生を送ることが望まれています。そのため、子どもの権利を保障し、市全体で子どもたちを支援するまちづくりに取り組めるよう子ども権利条例を制定しました。

子ども権利条例では、主に次のような事項について定めています。

※詳しくは、24年4月に全戸配布したパンフレットをご覧ください

市では、子どもがいきいきと輝き、伸びやかにたくましく育ち、幸せな人生を送ることができるよう、子ども権利条例を制定し、24年4月1日に施行。その後、大人と子どもそれぞれ約1000人を対象にしたアンケートを実施し、保護者や子ども、子育て施設関係者との意見交換会などを行い、本市が抱える課題を整理しながら推進計画を策定しました。

●一人の人間として持っている子どもの権利

子どもが持っている次の権利を保障するよう定めています。

安全に安心して生きる権利

命が大切にされ、愛情を持って育まれるなど、安全かつ安心して生きる権利

のびのびとこころ豊かに育つ権利

個性が認められ、人格が尊重されるなど、のびのびとこころ豊かに育つ権利

自分を守り、自分が守られる権利

プライバシーや名誉が守られ、自分の意志や考えが尊重されるなど、自分を守り、自分が守られる権利

意見を述べ、参加する権利

自分の意見を表すことができ、その意見が尊重されるなど、自分たちに関わることについて意見を述べ、

参加する権利

適切な支援を受ける権利

国籍の違い、障がいの有無などにかかわらず、必要に応じて適切な支援を受ける権利

●子どもの権利を保障する責務

子どもの権利条例では、保護者、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、地域住民、事業者および行政が、子

推進計画に多様な意見を反映

どもの権利を保障するため、相互に連携し協働しながらさまざまな支援を行うことにしています。

地域が支える

子どもの育ち

子どもの権利に関する推進計画を策定しました

市は、ことし3月に「子どもの権利に関する推進計画」（以下、推進計画）を策定しました。これは、平成24年4月から施行した「子どもの権利に関する条例」（以下、子ども権利条例）を受け、本市が抱える課題を整理して策定した計画です。ここでは、その策定に係る経過と概要についてお知らせします。

■問い合わせ〓本庁少子・人口対策室（内線462）

推進計画策定の背景

近年、少子化や核家族化が進み、子どもを取り巻く環境が大きく変化してきました。そんな中、子どもたちは周囲の人たちと関わりを持つための人間性や社会性を育むことが難しくなっています。さらには、その子どもを支える大人たちも、子育てに不安を感じているのが現状です。

